

【無防備な 心に火災が かくれんぼ】 春の火災予防運動始まる

今年も3月1日(火)から7日(月)までの一週間、全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。

この季節は空気が非常に乾燥し、風の強い日が多いことから火災が発生しやすく、またいったん火災が発生すると急速に延焼拡大し、大火となる危険性が高くなります。

毎年この時期にあらかじめ、住民の皆さんに「火の用心」に対する関心をもっていたいただき、火災予防思想の普及並びに啓発を行うことを目的に実施しています。

住宅火災による死者は、高齢者、幼児などの発生率が高くなっています。お年寄りや子どもの生活する部屋は一階の避難しやすい所にしましょう。

この運動を契機に各家庭各職場の石油ストーブなどや電気器具などの点検整備を実施してください。また火気の取り扱いには十分に気を付けてください。

住宅防火 いのちを守る

7つのポイント
— 3つの習慣・4つの対策 —

【3つの習慣】

- ① たばこの不始末は、絶対やめる
- ② ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する
- ③ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

【4つの対策】

- ① 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する(条例で義務化)
- ② 被害軽減のため寝具、衣類及びカーテンは、防災製品を使用する
- ③ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

■問い合わせ

火事・救急は119番
火災などの問い合わせは
☎8933-3800
仁淀消防組合消防署
☎8933-3221
吾北分署
☎867-2812

日高分署

☎0889-2415411

※普通救命講習

受講者随時受付中
(毎月第2日曜日実施)

お知らせ

マイナンバーの通知 カードの受け取りは お済みですか？

不在などにより、受け取れなかったマイナンバーの通知カードが町民課に保管されています。保管期限は3月31日となっていますので、受け取りがお済みでない方は、次のとおり町民課でお受け取りください。

なお、受け取りができていないか不明の方は、一度町民課までご連絡ください。

4月1日以降に通知カードが必要になった場合は、再交付となり、手数料(500円)が必要になりますのでご注意ください。



受け取る際に持参するもの

▼世帯主又は同世帯の人が受け取る場合

運転免許証、パスポート、住基カード、障害者手帳など顔写真付きの本人確認書類1点が必要です。

※顔写真付きの本人確認書類がない場合は、保険証、年金手帳、預金通帳など2点をお持ちください。

▼別世帯の代理人が受け取る場合

- ① 委任状(本人が記入できない場合は申出書も必要です。)
- ② 委任者の本人確認書類(コピー可)
- ③ 代理人の本人確認書類

■問い合わせ

町民課
☎893-1117
吾北総合支所住民福祉課
☎867-2300
本川総合支所住民福祉課
☎869-2112

※マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)
☎0120-95-0178

平日 9時30分～22時
土、日、祝日

9時30分～17時30分

B型肝炎被害者説明会 開催のお知らせ

広島弁護士会所属の弁護士が、B型肝炎訴訟の歩み、救済手続きなどについて説明し、個別のご相談にも応じます。

高知県内で開催する他地域の説明会日程などについてはホームページ(<http://bkan-kochi.info/>)又はお電話でお問い合わせください。

▼日時 3月5日(土)
13時30分～15時

▼場所

JACコスモス伊野支所

▼内容 集団予防接種の際の注射器の回し打ちによるB型肝炎ウイルス感染被害について、国から和解金支払いなどの救済を受けるための手続きに関する説明

▼申込・参加料 不要

■問い合わせ
全国B型肝炎訴訟広島弁護士団
☎082-223-6589

